

報 告 第 1 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年6月2日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

訴えの提起について

写

処 分 書

専 決 第 8 号

訴えの提起について

学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求の訴えを、次のとおり提起する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年5月12日

新居浜市長 石川 勝行

- | | | |
|---|---------------|--|
| 1 | 事 件 名 | 学校給食費滞納者に対する未払学校給食費請求事件 |
| 2 | 当 事 者 | |
| | (1) 原 告 | 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行） |
| | (2) 被 告 | （省 略） |
| 3 | 訴 え の 主 旨 | 被告に対し、未払学校給食費等の支払を求める。 |
| 4 | 対 象 と す る 金 額 | 9万7,260円（平成26年3月31日現在の滞納金額） |
| 5 | 事 件 の 内 容 | 新居浜市は、学校給食費滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、平成26年3月31日に支払督促の申立てを行った。この支払督促に対し、同年5月1日に督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなされ、被告に対する学校給食費等の支払の請求について、訴訟手続に移行することとなったもの |